

⑪「寄附品目録」(4—45—1—3)

寄附品目録

一龍之模様縫詰 前掛ケ 壹個
一金糸之御簾 紫大房付 壹個
一桐竹総縫水引 壹個
一緋羅紗雲龍縫 花戸口 壹個
一雨龍房掛ケ金物 八個
一浅黄大房 六個
一同中房 拾個
一浅黄金糸入 小房 四個
計 八点
右寄附可為致者也

菊水鉾町

明治——

惣代 森 善之助

上尾徳兵衛

山伏山町

内藤源助殿

熊谷佐兵衛殿

御町中

⑫明治二四年七月二七日「証」(4—45—1—2)

証

一金四百円也

右者当町鉾見送り類、御町山伏山江寄附致候二付、報酬金トシテ御送り被下
正二領収致候也

明治廿四年七月廿七日

菊水鉾町惣代

上尾徳兵衛(印)

山伏山町

内藤源助殿

熊谷佐兵衛殿

森 善之助(印)

⑬明治二四年七月二七日「証」(4—45—1—1)

証

一金拾円也

右者当町所有祇園守壹個、御町山伏山へ寄附致候二付、報酬トシテ御送り被下
正二領収致候也

菊水鉾町総代

明治廿四年七月廿七日

上尾徳兵衛(印)

森 善之助(印)

山伏山町

内藤源助殿

熊谷佐兵衛殿

一地之口請取
役中并山行事 四人
小遣子供 壹人
出席
但客江酒肴粽、先例之通出ス
勝手昼飯壹人前二
代壹勿限ル
用人方江式人分遣ス
右相濟候後酒肴有之
肴代五百文銀限ル
外二粽入用、代五百文
六月四日
一山建之事
但し早朝方町中惣出
山科方松持参
代壹貫文
酒出ス
同五日
一御山鎔
町中從早天二無不参出勤之事
同日
一雜式迎山行事兩人早朝可罷出事、尤挨拶古符入之通り
一御山昇物
人足手伝方参ル
一昇物相濟候上御神前鎔附之事
一御神前江備物料
家持鳥目百銅宛
一山御供并二御供料
借家裏表共百銅
一山昇人足江
粽料鳥目五百文
酒 三升
酒 壹件
一大工江

但し右平六江申付候事
肴代 貳百文
(中略)
右之条々此度改相定候上者、此以後祝儀不祝儀共呼被呼決而無用之事
此上時二応し可成丈ケ質素儉約可致也
天保十癸卯十一月
年寄
彦兵衛
五人組
源助
同
利右衛門
同
吉兵衛

⑩明治二十四年七月二十六日「目録」(4—45—1—4)

目録
一本鎔リ後見送り 壹個
但し 龍之模様裾金物総共
右寄附致候也
菊水鉾町総代
明治廿四年七月廿六日 森 善之助
上尾徳兵衛
山伏山町
内藤源助殿
熊谷佐兵衛殿
御町中

- 一 絹 着尺模様紋付染 千百九拾反
- 一 紬 中形模様染取合 三拾貳疋
- 一 縮緬 中形模様染取合 三千八百疋
- 一 同 無地色染取合 貳千百廿疋
- 一 木綿 中形模様染取合 千百五拾疋
- 一 同 無地色染取合 七百八拾三反
- 一 金巾 着尺無地染色取合 壹万六反
- 一 同 中形模様色染 三千四百七拾反
- 一 扇 男持 六千九百本
- 女持 貳千三百本 合九千貳百本

右之通相違無之候以上

明治六年十月廿九日

山伏山町

戸長 西村政助

区長 河合清兵衛殿
副区長 桵和助殿

⑨天保一四年「新定建」(2—33) 一部抜萃

(表紙)

「拾八番」(貼紙)

天保十四癸卯年

新定建

(中略)

一当町入用追々相減シ定建いたし有之処、尚又此度相改左之通取究置候、聊相違

無之様可致也、惣而品替り之儀申立、別段ニ壹錢目ニ而も増長いたし候義、決而無用之事

町中江諸祝儀定并年中行事

(中略)

一正五九月御千度

早朝方社

掛錢各百文宛

小豆餅 四百持参

茶代 貳百文

権八江 百文

天保十四巳正月

正月斗酒差出ス也

重箱貳組ニ而代貳貫文

右山城屋市兵衛江申付候也

五月廿日

一吉符入

当月

肴代壹貫文

外ニ貳百文酒代 大工江

貳百文同 手伝江

三百文同 用人江

百文同 番人江

貳百文同 親方江

但雜式迎山行事兩人早朝方罷出可申候事

一統挨拶ニ参候事

六月朔日

一祇園社参

役中并山行事袴羽織ニ而参詣之事

但其余者可為勝手候

六月三日

三月廿一日

山田ハル（印）

(後略)

解説

山伏山町の町則は、明治三年（一九〇一）「借宅者町則」と「町中申合規則」（2—1—46）は、既に紹介されている（小林丈広「近代京都の町式目をめぐって」『社会科学』79、二〇〇七年）。それに先行し明治一六年（一八八三）二月に町内で連署した町中諸祝儀改正規則である。

表紙に存生中・死跡の相続譲り、分宅・死後の譲りとあり、町の構成員の相続

や売買等による名義変更に対して、一定額を定めたもので、明治三年三月に慶事と葬式の二条が追加された。規則の後には、明治一七年一月、木村嘉兵衛長男家督相続にはじまり、明治・大正・昭和の家督相続・地所建物買得・結婚披露などが次々に書き加えられ、昭和二年（一九四六）二月地所建物買得による山寄進額と餅料まで記録されている。

規則には相続や売買などの項目ごとに祝儀金が定められ、最初に山への寄進を上げてゐる。とりわけ額がおおきいのは、地所建家の買得で、売買価格の百分の三が山寄進に、学校には百分の二を納め、祇園祭の参加と学校への支援が町の仲間入りの条件であつた。さらには学校書記の筆墨料に加えて、祝儀については、町の用人とその家族人数分が、学校書記へも人数分、そして学校の小使人にも祝儀が出される。明倫校は、明治二年に創立し、明治二年に戸長が学区ごとに選出され、学区が町の行政単位となる。明倫学区の行政事務にかかわる学校関係者にも祝儀支払の明記が特徴である。

氏神御千度について、天保一四年（一八四三）の「新定建」では、正・五・九月の年三度（史料⑨）早朝より社参であつたが、明治には年二度春秋彼岸の晴日に町内一統顔揃え、談話懇情と、信仰だけでなく町内親睦を強調している。祇園祭では私的な音物の贈答を禁じて、町内戸主・抱屋敷衆押しなべて神事の参加を定めている。

⑧明治六年「物産高御尋二付御届書」(引出5—249)

物産高御尋二付御届書

明治五年十月一日より当明治六年九月中染仕入品左之通り

一 縮緬 鹿子絞り色染取合 貳千八百五拾反

一同色無地染取合 千六百三拾反

一同 中形模様染取合 四百貳拾五反

一 絹 鹿子絞り染色取合 千六百七拾反

一同無地色染取合 千三百八拾疋

一 右入費トシテ壱戸ニ付金貳拾錢ヅ、出金之事

但、御不参ハ其人之御勝手ニ付、矢張入費金ハ前記之通り出金之事

一 御千度之際御酒トシテ三升町内元箱ノ差出候事

一 御千度之義ハ壹ケ年ニ兩度町内一統顔揃候ニテ種々町中談和懇情ヲ相尽シ候義
ニ付、必御参詣ニ相成候併若一差支之義有之候ハ、其事故町惣代ヘ届出其免シ
ヲ経テ不参料トシテ金貳拾錢出金之事

一 前記之義代人ハ不相成候事自然御差出シニ相成候共受附ケ不申候事、

但、御雇人御届出ニ候ハ、不参料申受候事

御神事式目

一 御山棚立之際、町内中戸主及抱屋敷衆出頭之事

一 吉封人方神事行事トシテ廻番式戸事務取計之事

但、惣代示談之事

神事箱ニ先規委敷

一 当日御山御供戸毎ニ不参なく御供之事、抱屋敷同断

一 麻上下一文字傘之事

但、御不参之御方ハ御供料トシテ金五拾錢差出シ之事

一 前記山寄進ト唱御披露相成候分、私ニ御祝トシテ音物差贈り候義必相禁候事、
若規則ヲ破り候而、聊之物品タリトモ相祝候者有之候ハ、右違約金として
金拾円也、町内中ヘ請求之約定取極メ候事

右前記之条々堅ク相守聊違背仕間敷候事

明治十六年

十二月十三日

熊谷佐兵衛 (印)

井上清三郎 (印)

内藤萬助 (印)

木邨嘉兵衛 (印)

吉邨太助 (印)

石津登三郎 (印)

熊木忠七 (印)

今井こう

倉富末吉 (印)

津荷順輔 (印)

小田七右衛門 (印)

松居庄七 (印)

中川和助 (印)

平田平七 (印)

中西こう (印)

明治貳拾參年三月追加規約左之通

第壹条

一 今般協議ノ上、各家慶事之際ハ祝義トシテ慶呈品ハ各自適意トス、都合ニヨリ
組合贈送ハ随意タルベシ

第貳条

一 当町内ニ於而葬式有之際ハ壱戸ニ付壱錢宛ツヲ相手向ケトモ規約ナレトモ知己
ニヨリテハ尠少ノ手向ケ及ビ茶ノ供ハ随意タルベシ

右之通決定シ一統連署スル者也

山寄進	実額百分之参
一地所建家買得	
学校納	
一右同	右同百分之三
一右同餅代	金壹円
一用人戸主へ祝義	金五拾錢
同家族へ祝義壹名二付	金貳拾錢
一学校書記筆墨料	金参拾錢
右同書記へ祝義壹名二付	金貳拾錢
其地小使人へ祝義壹名二付	金拾錢
右前記山寄進町納之分町中へ御祝トシテ	
一金拾錢	末広料トシテ当家へ納ム
山寄進	
一借家人籍	金参拾錢
右同	
一同居入籍	金参拾錢
一借家人伍組頭挨拶之際用人付添祝義	金二拾錢

一名代勤半季二付	金参拾錢
一町内不勤料半季二付	金五拾錢
右慶事二付御振舞ト称シテ、酒茶飯ト御互ニ相拓キ候義決して相禁候事	
一年始礼式	一日明ケ六字(時)、町会所へ御一統礼服ニテ用人を案内次第
出頭之事	
附、私宅年礼略之	
一讓之義其家事故有之候ハ、戸主方申出候義、取糺トシテ町中一統集会之事	
葬式之際	
一町内中裏借家ニ至る迄野送り之砌ハ一統見贈り事	
附、家持死去野送り之際ハ抱屋敷見送り之事	
右野送り之際事故有之差支候砌ハ代人御差出可罷出、若不得止節ハ次第柄ヲ町惣代へ書取ヲ以可申出候事	
一穩香儀之義ハ壹戸ニ付金壹錢宛	
右用人ヲ以取集メ町惣代方当家へ相手向候事	
附、当家方茶ノ供返礼相禁候事	
一葬式之際出立仕上ケト相禁候事	
附、退夜ト唱酒茶飯相拓キ候義相禁	
一氏神御千度之義春秋彼岸中之内、晴日ヲ以町中一統参詣ス	
但、不参之者ハ事故書取ヲ以惣代へ可申出候事	

其地小使人祝義壹名二付	金拾銭	一用人戸主へ祝義	金貳拾銭
山寄進		同家族へ祝義壹名二付	金拾銭
一甲乙 分宅死後譲り	金壹円五拾銭	一学校納壹戸二付	金参拾銭
一用人戸主へ祝義	金参拾銭	右同書記へ筆墨料	金参拾銭
同家族へ祝義壹名二付	金貳拾銭	右同書記へ祝義壹名二付	金貳拾銭
一学校納壹戸二付	金参拾銭	其地小使人へ祝義壹名二付	金拾銭
右同書記へ筆墨料	金参拾銭	山寄進	
右同書記へ祝義壹名二付	金貳拾銭	一丙 存生中相統譲り	金壹円五拾銭
其地小使人へ祝義壹名二付	金拾銭	一用人戸主へ祝義	金参拾銭
山寄進		同家族へ祝義壹名二付	金貳拾銭
一丙 分宅死後譲り	金壹円	一学校納壹戸二付	金参拾銭
		右同書記へ筆墨料	金参拾銭
		右同書記へ祝義壹名二付	金貳拾銭
		其地小使人へ祝義壹名二付	金拾銭
		山寄進	
		一養男養女披露	金壹円
		右同	満貳拾歳ニ相成候ハ、烏帽子冠途ニシテ出金
		一実子披露	金五拾銭
		山寄進	
		一婚姻披露	金壹円
		右同	
		一後妻披露	金五拾銭
		右同	
		右四目	
		一用人戸主へ祝儀	金貳拾銭
		同家族へ祝義壹名二付	金拾銭
		右書記山寄進町納之分町中、御祝トシテ	
		一金拾銭 末広料トシテ島家へ相納ム	

また、この経の中では、地藏を信じる人は十種類の功德を得ると説いている。一つ目に女人は安産し、二つ目には生まれてくる子供の五体に障害があることはなく、三つ目にはすべての病気がことごとくなくなり、四つ目には寿命が長くなり、(五つ目には) 聡明で知識を備えた人になり、六つ目には財宝が多く手に入り、七つ目にはすべての人に好かれ、八つ目には自らが所有する土地が五穀豊作となり、九つ目にはすべての良い神がその人を守る。十にはついに最上の菩薩となるという。それだけではなく、一本の毛、一滴のしずく、一粒の砂、一葉の塵といったほんのわずかな善行さえあれば、百の悪事をも忘れてこれを悟りの境地へ至らせ、あるいは極楽に往生させ、あるいは兜卒天へ導き、あるいは願いに合わせて人間界と天界の浄土に送る。例え重罪人であつてもおのれを信じて仏道に入れば、この地藏が地獄の苦しみを肩代わりし、またすべての生物をことごとく悟りの境地に至らせ、精一杯尽力しなければ悟りを得ることはできないと釈迦如来に對して誓約なさつたということが、本願經に詳しく記されている。

そのため、新拾遺和歌集の中で、「余すことなくすべての人を浄土させようとしたときに、私の身は以前と変わらず継ぎ橋に立つたままである。」と詠み、あるいはまた、「さまよい行き着いた深い闇路にある三途の川の真の瀬には、君だけが立っている。」と詠んだ歌は、実にこの菩薩の大きな慈悲心が、成仏できない者の願いのために自らのことを忘れて、他人に利益を与えるということを褒め称えるものである。汚れた末法の時代におけるすべての生物が現世と来世の二つを祈ろうとするとき、この地藏菩薩を信じなければ、ほかにどの仏を拠り所とするであろうか。現在、靈驗あらたかな尊像が長い間市中に埋もれており、広く世の人が知らないことを惜しく思うので、古い記録を取り出して受け継がれてきたことの次第を明らかにし、すべての人々の信心を誘い起こして、謹んで菩薩の心を楽しませるためにこの縁起を供えるということは、以上の通りである。

阿闍梨権少僧都等空妙有

謹記

⑦明治一六年「存生中相統譲り・死跡相統譲り・分宅譲り・死後譲り・買得書留」

(引出2-157)

(表紙)

「從明治十六歲十一月

存生中相統譲り

死跡相統譲り

分宅譲り

死後譲り

買得書留

」

左之通今般式目改正候也

前役 内藤源助

当役 中井嘉七

後役 山田孫兵衛

町中諸祝儀

改正規則

山寄進

一甲乙 存生中相統譲り

金参円

一用人戸主へ祝義

金五拾錢

右同家族へ壹名二付祝義

金貳拾錢

一学校納壹戸二付

金参拾錢

右同書記へ筆墨料

金参拾錢

右同書記へ祝義壹名二付

金貳拾錢

の境地に至らせることを説いた。大きな慈悲心が深いということは、これらを基に理解されるべきである。

この庵の本尊である、^{ゆめあわせ}円地蔵尊は法橋の定朝が彫刻したもので、つまり壬生の地蔵菩薩と原作である。言い伝えによると、第六八代天皇の後一条天皇の治世である治安年中（一〇二二～一〇二四）に、皇太后宮である上東門院が法橋の定朝に命じ作らせて、自らが祈るための本尊とした。しかし女院が崩御した後に、仕えていた真乗という尼がこの本尊を受け継ぎ、自らの住まいである勘解由小路室町（現在のの上京区勘解由小路町のあたり。勘解由小路は現在のの下立売通り）の近くに一軒の屋敷を建て、真乗院と名づけ、この尊像を安置したことから、世間では「勘解由小路の地蔵」と呼ばれた。

承久（一二一九～一二三二）の頃、洛中に住んでいた美しい容姿の女が、世間に住みづらくなり人との縁がなかったところ、将来の夫と出会うことを願うためにこの地蔵堂にこもって夜通し祈願していた。そのとき、そばに若い法師が一人おり、彼も宿願があつて夜通し祈願していたのであるが、この女に心を乱し、何とかして親密になろうとたくらみ、そして夜が更けてから、女がとても眠たそうにしているのを見て、こっそりと本尊を安置している場所に入り、嘘をついてこう伝えた。「私はこの寺の地蔵である。お前が祈っていることは不憫であるので良き夫をあたえよう。夜が明けてからの帰り道で初めて会うであろう人こそ、お前のための良き夫である。」と言うと、女は夢か現実かおぼろげながらもこのことを聞き、実に本尊の御告げであると深く信じて、夜が明けるのが待ち切れなくなつたところ、法師がうまくいったと喜んで、女とは違う道を先回りし、待ち構えて親しくなろうと思い、女に続いて本堂を出て勘解由小路を東へ足の力の続く限り走つた。女はそうとも知らずに烏丸通を南へ下つていったところ、向かい側から警固の武士と思われる、立派な馬に乗って御供を多く従えている者が近づいてきて、この女を見つけて親身になつて事情を尋ねた。女が地蔵の御告げのいきさつを詳しく語つたところ、この武士は驚いた様子で、「私は年頃の妻に先立たれて大変心細かつたので、このほど勘解由小路の地蔵に参詣して後妻のこ

とを祈願していた。昨日の夢に地蔵尊がいらっしゃって、『お前は早く起きて私の方へ来い。その道中で初めて会うであろう女を、お前の妻とすべきである。』という新たな御告げをくださり、たつた今から参詣しようとする道中だつた。まぎれもなく菩薩の御引き合わせである。」と言つて、互いに夢占いをして女を連れて帰り、長い間夫婦として一緒にいた。多くの人はこのことを伝え聞いて「円（ゆめあわせ）の地蔵」と呼んで、もっぱら夫婦の円満を祈り、人々の願望を祈願するところ、その霊験は大変に際立つたものであつた。

その後応仁の乱（一四六七～一四七七）に遭つて堂や院がすべて焼失したとき、慌てふためいて本尊を取出すことがなくて、きつと焼き失せてしまったと人々は皆嘆き悲しんだ。その頃、室町錦小路（現中京区山伏山町付近）に円空上人という密教の僧がいたのだが、ある夜の夢に一人の男性の修行僧が来て告げたことは、「私は勘解由小路の地蔵である。長い間この場所の古井戸の中にいるので、人々は成仏するためのきつかけを作れなくなつた。お前が早く取上げなさい。」とおつしやつたので、上人は驚いて目覚め、このことをほかの人に話したところ、私もそのような夢を見たという者が隣家に二人いた。不思議に思つてすぐに古井戸の底に人を入れて探したところ、思つた通りに地蔵の尊像を手に入れた。上人は喜びを堪えきれず、人々を誘つて古井戸のそばに一堂を建ててこの尊像を安置し、過去にのつとつて「真乗院」と名付けた。現在の地蔵堂はその旧跡である。

ある時、また上人の夢に本尊が現れて告げるには、「悪い夢をなくして良い夢を増やし、かつすべての災難から免れさせるためにお前にこれを授ける。書き写して広く世の人に与えるべきである。」と、二十字余りの梵字の経文を示された。上人は目覚めてから記憶し書き写し、仏の加護を祈つて人に与えたところ、その霊験は神と同じようなものであつた。現在にない伝えて「円（ゆめあわせ）の守」と名付け、欲する人がいればこれを与えた。つまりこれは地蔵経で説かれてある、悪い夢や悪い前兆といった一切の縁起の悪いことがすべて消滅して、自らの意のままにめでたいことに成るということに、うまく合致しているということであろうか。

かたらハんとおもひ、つづて本堂を出て勘解由小路を東へ足にまかせてぞ走りける、女はかくともしらで烏丸を南へ下向しけるが、向のかたより大番の武士とおぼしくて、よき馬に乗、供人あまた具したるがちかつきて、此女を見とがめて懇に子細を尋しに、女地蔵の御告のよしを具にかたりければ、彼武士驚たるけしきにて、我とし頃の妻に後れいと心ほすければ、頃日勘解由小路の地蔵に詣て後妻の事を祈りしに、昨夜の夢に地蔵尊来給ひて、汝とく起て我方へ来れ、其道にてはじめて逢たらん女を、則汝か妻とすべし、とあらたなる示現を蒙り、唯今参詣する道なれば、疑ふ所なくぼさつの御引あはせなり、と互に夢あはせしてともなひ歸り、永く夫婦のかたらひとなりぬ、諸人此事を伝へ聞て、円の地蔵と称し、専ら夫妻の愛敬を祈り余の願望を祈請するに、其靈応甚掲焉なり、其後応仁の乱にあふて堂院悉焼亡せしとき、周章て本尊を取出し奉らず、一定焼うせ玉ひぬと人皆歎き悲めり、其頃室町錦小路に円空上人といふ密宗の僧有けるが、ある夜の夢に一人の比丘来て告て云、我ハ勘解由小路の地蔵なり、久敷此所の古井戸の中に有て諸人結縁の利益を失り、汝はやく取上よとの玉ひしかば、上人驚き覺て此事を人に語るに、我も其如く夢見たりといふもの隣家に二人有、ふしぎのおもひをなして、則古井戸の底に人を入れて求るに、果して地蔵の尊像を得たり、上人感喜に堪ず、諸人を勧めて古井戸の辺に一堂を建て、是を安置し、古きによつて真乗院と号す、今の地蔵堂ハ其旧跡なり、或時又上人の夢に本尊告ケ給はく、悪夢を消滅し善夢を増長し及諸難を免がれしめんが為に汝二是を授なり、書写して普く人に施すべしとて、二十余字の梵文を教へ示し玉ふ、上人夢覺て記憶し書写し加持して人にあたふるに、其冥驗神のことし、今にならひ伝へて円のの守と号し、求人あればこれをあたふ、是則地蔵經二いはゆる悪夢惡相一切不吉の事皆消滅して、如意吉祥ならんとけるによく符合せるものか、又彼經の中に地蔵を信する人は十種の功德を得る事とけり、一には女人安産し、二にハ生ずる所の子五体ぶぐなる事なし、三にハ諸病悉くのぞき、四にハ寿命長遠なり、聡明にして知恵有、六にハ財宝豊かなり、七にハ諸人の愛敬あり、八にハ我領する所の地五穀豊饒也、

九にハ一切の諸天神常に其人を守る、十には終に無上菩薩を成就すといへり、しかのみならず一毛一涕一沙一塵とて微塵の善根もあれば、百惡をも忘れて是を濟度し、或ハ極樂に往生せしめ、或ハ兜卒に引導し、或ハ願に隨て人天の善処ニ送る、たとひ重罪の人なりとも我を信じて結縁せば、彼が地獄のくるしみに代り、乃至一切の衆生を悉く濟度し、尽さずんば我は仏果に至らじと釈尊に對して誓約し玉へる事、本願經に具にみたり、されバ新拾遺集のうたに、残りなく人を渡すとせし程に、わか身はもとのまゝの繼はしと詠し、或は又まとい行深き闇路のわたり川まことの瀬にハきみのミぞたつ、とよめる古歌ハ、全く此菩薩の大悲闡提の悲願ありて己を忘れて他を利益する意を譲ずるものなり、濁世末代の衆生現当二世をいのらんに、此尊を信せずんば何れの仏にか帰依せんや、今靈驗の尊像久しく市中に埋れ玉ひ、普く人のしらする事を惜むが故に、旧記を採摘して伝来の始末をあらハし、諸人の信心を勧発して謹で薩埵の法樂に備ふる事、しか也

阿闍梨権少僧都等空妙有

謹記

現代語訳

仏や菩薩が修行中に悟りを求める心を起して仏道に励むことは個々別々であるとは言うけれども、その心中の悟りをたどると、これは全て仏の身体である毘盧遮那仏の功德であつて、もともととは曼荼羅における聖人たちのものである。とりわけ、地蔵菩薩は大日如来の慈悲心の柔和さが極めてよく現れなざる仏であるので、たいへんに深い大きな慈悲心を持ち、順縁と逆縁（仏道に入る機縁と遠ざかる機縁）の両方を捨てることなく、成仏できない者の願いを厳かにするため、ほんのわずかな善行も残らず導びいていく。そのために十輪經では、觀世音菩薩・文殊菩薩・普賢菩薩などのすべての偉大な菩薩の慈悲心も、この地蔵菩薩には及ばないということを説き、本願經では、釈迦如来が悟りの境地に入つた後に來世で弥勒菩薩が現れるまで、この地蔵尊に布教の使命を与え、すべての生物を悟り

一金貳朱 但しこんぶ熨斗 名札白へぎ

今大路雜務様江

一金貳朱 同断

今大路師様江

一金貳朱 同断

今大路師様江

一金貳朱 同断

修驗御取次方

木田正親様

一銀五匁 同断

玉木要人様

一銀五匁 同断

バ

祐筆方

右 一銀貳匁 同断

⑤天保一二年「乍恐奉願上候（淨藏貴所結袈裟寄付願）（2—157）」

乍恐奉願上候

一当町内二往古の淨藏貴所御像守護仕、例年祇園会之節尊敬仕、即山伏山与称し来り候、然ル処右貴所御事者御本山御派之義二付、前々浅黄総御袈裟御着用二而、先年の御殿御袈裟所岡田但馬掾の調進有之処相損候二付、何卒相成候ハ、此度御本山御殿様を御寄附被成下候様奉願上候

且御総色之儀者思召を以外色総御寄附被成下候ハ、諸人崇敬も弥増可申与町中一統難有仕合可奉存候、此段御聞濟被成下候様宜御沙汰奉願上以上

天保十二年辛丑年六月

室町通蛸薬師下ル山伏山町

年寄

誰印

五人組

同印

森御殿

御役人様

町惣代 同印

御袈裟所 岡田但馬掾 印

⑥「円地藏菩薩縁起」（別置）

円地藏菩薩縁起

凡仏菩薩の因位に発心修行の相区なりといへ共、その内証を尋ねれば、皆法身毘盧遮那の具徳にして、本有曼荼羅の聖衆なり、就中、地藏菩薩は大日如来の慈悲柔軟の至極よりあらはれ給へる仏なれば、深重の大悲濃かにして、順逆の両縁をすてず、闡提の悲願嚴かにして、微塵の善根をも導かずといふ事なし、故二十輪経には観音文殊普賢等の諸大菩薩の慈悲も地藏菩薩に及ばざる事とき、本願経には釈迦如来入滅の後当来弥勒出世に至るまでの一切の衆生を皆此地蔵尊に附属して、済度せしむる事をとけり、大悲の深重なることを以心得べし、当庵の本尊 円地藏尊は法橋定朝の彫刻する所、則壬生の地藏菩薩と同伴也、口碑の伝ふる所は、人皇六十八代後一条院の御宇、治安年中に、皇太后宮上東門院法橋定朝に仰せて作らしめ、持念の本尊とし玉ひけるが、女院崩じ玉ひて後、侍尼真乗といふものを伝へて、我宿所勘解由小路室町の辺に一院を建立して真乗院と号し、此尊像を安置せしより、世に勘解由小路の地藏と称せり、承久の頃洛中にありける女みめ形もよきが世にすみ詫て便なかりければ、夫の縁を祈らんが爲に己の地藏堂二通夜しけり、折節、かたはらに若き法師一人、是も宿願有て通夜しけるが、彼女に心まどひていかにもして近づかん事を謀、よふけて女のいとねふたげなるを見て、密かに内陣に入、偽て告げるは、我ハ此寺の地藏也、汝がいの所不便なればよき夫を得ざるなり、夜明て下向せん道にてはじめてあひたらん人社、汝が爲によき夫なれといふに、女は夢現ともなく此事を聞て、実に本尊の御告ぞと深く信じ、夜の明るを待かねて下向するに、法師しすましぬとよろこび、道を違へて前えまはり待うけて

宮様江献上左之通

用人召連

(図)

「献上

白木アシ付台

銀百匁

奉書巻熨斗こんぶ

両替包

室町通蛸薬師下ル

張付三つ折

山伏山町中「名札」

大奉書也

修験御奉行

小野沢岩坊様江

一金貳朱

但し白へき

こんぶのし付 (図) 「御菓子 名札」

今大路雜務様江

一金貳朱

同断

今大路師様江

一金貳朱

同断

修験御取次方

木田正親様江

一銀五匁

同断

玉木要人様江

一銀五匁

同断

右

右献上物御役人様御取次を以無滞相済候上、御懸り御役人様等江御礼申上置二而
宜歸り申候、段々岡田氏御心配被下候一通り事二而者無御座候、此段役中一統よ
り宜敷御礼申上候以上

岡田氏江別礼

上白砂糖 貳斤箱入

右内藤氏を以宜敷御礼申上候事

御結袈裟施主岡田但馬掾

③天保十二年〔聖護院結袈裟寄付免状〕(2-4-2)

(包紙上書)

「

室町蛸薬師下ル

山伏山町中」

其町内從往古守護有之候

淨藏貴所江今般依町中願

白地金欄薄紫色綵

結袈裟被寄附者也

岩坊(花押)

天保十二年

雜務(花押)

六月三日

師(花押)

室町蛸薬師下ル

山伏山町中

④〔聖護院献上書上〕(2-156)

覚

宮様江献上

但しこんぶ巻熨斗

一銀百匁

白台 名札

修験御奉行

小野沢岩坊様江

利右衛門

老分 彦兵衛 一

(表紙)

「聖護院御宮様御寄附

薄紫色総結袈裟御記録

天保十二年丑六月 山伏山町 一

一当町浄蔵貴所御袈裟及破損候処、是迄相持居候御袈裟者白糸金蘭(欄) 浅黄総、右先年岡田但馬掾より御寄附二付、天保十年亥年町内より行事を以御寄附之儀御願申上候処、天保十二丑年岡田御氏方町内伊勢屋源助殿御申入被成候儀、先年町内より袈裟寄附之儀御申被成、右者元来浄蔵貴所御殿二而御代々之内格別之御像故薄紫色総結袈裟程之御像也、其二是迄平山伏之袈裟ハ不相応二御座候間、袈裟從此方寄附仕候間、右紫色総結袈裟与申者御本山江町内より御願被成候様二御申被成委細岡田氏江御願申上候而 出願左之通

乍恐奉願上候

一当町内二往古々浄蔵貴所御像守護仕、例年祇園会之節尊敬仕、即山伏山与称し来り候、然ル処右貴所御事者御本山御派之義二付前々々浅黄総御袈裟御着用二而、先年方御殿御袈裟所岡田但馬掾方調進有之処相損候二付、何卒相成候ハ、此度御本山御殿様方御寄附被成下候様奉願上候、且御総色之儀者思召を以外色総御寄附被成下候ハ、諸人崇敬も弥増可申与町中一統難有仕合可奉存候、此段御聞済被成下候様宜御沙汰奉願上以上

天保十二辛丑年六月

室町通蛸薬師下ル山伏山町

年寄 平兵衛 印

五人組 源助 印

町惣代 彦兵衛 印

御袈裟所 岡田 但馬掾 印

森御殿

御役人中様

右願書を以伊勢屋源助・越後屋利右衛門・岡田氏出勤仕候処、万端岡田御世話二而御殿御対面所二おゐて岩坊様・雑務様御立合二而被仰渡、此度町中一統願之通御聞済二相成候趣被仰渡難有奉御請退出仕候事

一六月五日朝五ツ時從御殿御召之趣、岡田氏方前日案内二付当日從早朝岡田・伊勢源兩人参上仕候処、前段之通於御対面所薄紫色総結袈裟壹状箱入二して、此度町中願仍而御袈裟被下候難有御請申上候様被仰渡候、則御免除御附被下則奉頂戴候

写

其町内從往古守護有之候

浄蔵貴所江今般依町中願

白地金欄薄紫色総

結袈裟被寄附者也

天保十二年 岩坊 印

六月三日 雑務 印

師 印

室町蛸薬師下ル

山伏山町中

一六月十日朝五ツ時 右御礼二罷出候事

岡田氏

平兵衛

源助

麻上下二而

①「七條左京先例常帶刀御請書案文」(文書番号…箱1—252)

宝曆九卯年私家之儀、從來山門由緒御座候二付、常帶刀之儀從日光宮様御許容被成候、御公儀様へ常帶刀之儀被為仰立被下候、御奉書執当様方御狀御添、卯三月山門執行代方西御役所松前筑前守様へ差出候処、同四月十四日從西御役所親左京被召寄、此度常帶刀之儀東叡山方御奉書到來仕候、親左京之節者帶刀被仰付候御請可申哉、如何之伺書出し候、此度者未被仰付候共、右二付伺書二付差出候様御内意二付則伺書差出左之通

口上

從來山門御由緒御座候二付、常帶刀之儀從御門主様親左京之通私へ茂一代常帶刀御免被成下候趣、三執行代方御沙汰御座候、右御免之儀弥被仰渡候者御請之儀如何可仕候哉、奉伺候以上

四月

大仏師職

法橋七條左京

右之通相認差上候処、五月七日西御役所様二而一代常帶刀之儀公儀御差支無之候間、勝手次第御請申候様被仰渡候、其後同七月五日山門執行代江左京被召寄、先達而常帶刀之儀、今般一代常帶刀御許容之趣江戸表方申来候二付被仰渡候、翌日西御役所松前筑前守様へ山門方被仰渡候趣申上請書相認差上候処左之通、

口上書

先達而奉伺候私常帶刀之儀從日光宮様一代常帶刀御容許(許容)被成下候旨、去ル五日山門三執行代方被仰渡候二付御届申上候、依之從御奉行様茂帶刀御免被仰付被下候様奉願上候以上

卯七月

大仏師職

法橋七條左京

覚

私義今度一代常帶刀仕候様被仰付難有奉畏候、仍之御請書奉差上候、以上

卯七月

大仏師職

法橋七條左京

右之通御請書持参差上候而、是迄親左京常帶刀仕来候、難有奉存候以上

巳四月

大仏師職

法橋七條左京

口上

從來山門御由緒御座候二付、常帶刀之儀從御門主様親左京之通、私へ茂一代常帶刀御免被成下候趣、山門三執行代方御沙汰二御座候、右御免之儀弥被仰渡候者御請之儀如何可仕候哉、奉伺候以上

四月

大仏師職

法橋七條左京

②天保一二二年六月「聖護院御宮様御寄附薄紫色総結袈裟御記録」(2—4—1)

(袋上書)

「聖護院御宮様御寄附

薄紫色総結袈裟

右御免除迄通外二諸願入

天保十二年

丑六月

「

(袋裏書)

「

年寄

平兵衛

五人組

久右衛門

源助

史料翻刻

山伏山町文書の内、聖護院・円地藏菩薩・町則などに関する史料を中心に選定し翻刻した。翻刻は、京都府立大学文学部歴史学科文化情報学研究室、文化情報学実習・文化遺産学講義・歴史情報学演習の受講生が行った。

目次

- ① 「七條左京先例常帶刀御請書案文」(文書番号・箱1—52)
- ② 天保一二年六月「聖護院御宮様御寄附薄紫色総結袈裟御記録」(箱2—4—1)
- ③ 天保一二年「聖護院結袈裟寄付免状」(2—4—2)
- ④ 「聖護院献上書上」(2—156)
- ⑤ 天保一二年「乍恐奉願上候」(淨藏貴所結袈裟寄付願)(2—157)
- ⑥ 「円地藏菩薩縁起」(別置)・現代語訳
- ⑦ 明治一六年「存生中相続譲り・死跡相続譲り・分宅譲り・死後譲り・買得書留」
(引出2—157)・解説
- ⑧ 明治六年「物産高御尋二付御届書」(引出5—249)
- ⑨ 天保一四年「新定建」(2—33) 一部抜萃
- ⑩ 明治二四年七月二六日「目録」(4—45—1—4)
- ⑪ 「寄附品目録」(4—45—1—3)
- ⑫ 明治二四年七月二七日「証」(4—45—1—2)
- ⑬ 明治二四年七月二七日「証」(4—45—1—1)

凡例

一 史料は、内容ごとに配列した。

一 活字化にあたり改行を変更し、一部体裁を改めた箇所がある。また読みやすさを重視し、適宜読点と並列点を付した。

一 漢字は原則として常用漢字を使用し、常用外漢字については正字を使用した。ただし地名・人名に関して適切と思われる場合には原史料の表記通りとしたほか、「扣(控)」・「メ(しめ)」なども原史料の表記通りとした。

また「并・并」は「并」に統一した。

一 変体仮名や仮名合字は原則として現用字体に改めた。ただし助詞の「者(は)」・「江(え)」・「而(て)」・「与(と)」・「茂(も)」については該当する漢字を用いた。助詞の「二」・「左(より)」は原史料の表記通りとした。一 踊字は、漢字には「々」、平仮名には「ゝ・ゞ」、片仮名には「ゝ・ゞ」を用い、「く・ぐ」は原史料の表記通りとした。「全」「ハ」は「同」に置き換えた。

一 誤字は正しい字を()で示した。ただし慣用の漢字や当字(姓)と「性」、「精」と「情」などについては、表記通りとした。

一 闕字・平出・擡頭は紙幅の都合上全て省略した。

一 押印・花押があるものは(印)・(花押)と表記した。ただし割印・捨印・継目印などは省略した。

一 判読不能の文字については、字数が明らかな場合は□表記した。

一 表紙・包紙などがある場合は記載の文言を「」内に記し、(表紙)・(包紙)と傍記した。

一 その他注記がある場合は、()内に適宜表記した。